

第 9 期 定 時 株 主 総 会

その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告

新株予約権等に関する事項	1頁
会計監査人に関する事項	2頁
業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況	3頁

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	13頁
連結注記表	14頁

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	36頁
個別注記表	37頁

新株予約権等に関する事項

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大をめざすにあたり、当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気を高めることを目的として、以下の新株予約権を発行することを2018年7月25日付及び2021年4月23日付で決議し、以下の割当日に割り当てております。

(2024年3月31日時点)

名称	第1回A種新株予約権	第2回A種新株予約権	第1回B種新株予約権
発行決議日	2018年 7月25日	2018年 7月25日	2021年 4月23日
割当日	2018年 8月 3日	2018年 8月 3日	2021年 4月28日
新株予約権の数	1,206,674個	45,519個	562,125個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 3,620,022株	当社普通株式 136,557株	当社普通株式 1,686,375株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき11円	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり501円 (普通株式1株当たり167円)	新株予約権1個当たり501円 (普通株式1株当たり167円)	新株予約権1個当たり1円 (普通株式1株当たり1円)
新株予約権の行使期間	2018年 8月 4日から 2025年 3月31日まで	2018年 8月 4日から 2025年 3月31日まで	2021年 4月29日から 2026年 7月31日まで
新株予約権の主な行使条件	(i) 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場 (以下「本上場」という。) する場合 (ii) 本上場前に正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員等 (取締役、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。) 又は従業員のいずれでもなくなった場合 (iii) その他当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する割当契約で定める条件	(i) 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場 (以下「本上場」という。) する場合 (ii) 本上場前に正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員等 (取締役、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。) 又は従業員のいずれでもなくなった場合 (iii) その他当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する割当契約で定める条件	(i) 当社の普通株式が日本国内の金融商品取引所又は日本国外の証券取引市場に上場 (以下「本上場」という。) する場合 (ii) 本上場前に正当な事由により、当社又は当社の子会社の役員等 (取締役、執行役員、理事その他当社の社内規則により役員として認められる地位を総称していう。) 又は従業員のいずれでもなくなった場合 (iii) その他当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する割当契約で定める条件
保有者	当社取締役、当社子会社役員 (元役員を含む。) 及び当社従業員32名	当社子会社役員4名	当社従業員50名

会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	金額 (百万円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	103
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	131

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社の一部は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より会計監査人の監査計画の内容、報酬見積の算定根拠について必要な資料の入手、説明を受けた上で、妥当性に関し審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記「(2) 会計監査人の報酬等の額」について同意しました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、主として社内システム導入支援に係る業務等を委託し、報酬を支払っています。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任します。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制、独立性及び専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社はこれを株主総会に提出します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社における「監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」及び「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」（会社法第399条の13第1項ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4第1項及び第2項）並びにその運用状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (決議の内容)

(1)当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人等並びにグループ会社においてこれらに相当する者が法令及び定款を遵守し、適正に職務を執行するため、当社及びグループ会社の事業活動の基本となる企業理念（KOKUSAI ELECTRIC Way）を定め、必要な社内規程を整備する。

(2)当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人等並びにグループ会社においてこれらに相当する者に対し、法令及び定款並びに社内規程に関する継続的な教育・啓発を行う体制を構築する。

(3)当社はグループ会社に対し、各社の規模等に応じて遵守すべき方針や規則等を周知し、当社に準じた社内規程及び体制等の整備を行わせる。

(4)当社は、当社及びグループ会社におけるリスク管理及びコンプライアンスの徹底を含むサステナビリティ活動の推進を目的とし、取締役会の下部組織として代表取締役社長執行役員を委員長とするサステナビリティ委員会を設置する。また、当社のコンプライアンスに関する最高責任者として、コンプライアンス担当執行役員を置く。

(5)当社は、監査担当部門を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス等に関して定期的に監査を実施する。

(6)当社は、当社の取締役、執行役員及び使用人並びにグループ会社においてこれらに相当する者だけでなく、当社グループの全てのステークホルダーが利用可能なコンプライアンス通報制度を整備し、専門的知見を有する社外の第三者を直接の情報受領者とする外部通報窓口を設置する。

(7)当社は、コンプライアンス通報制度による通報内容及び対応状況を定期的に取り締役に報告し、当社のコンプライアンス体制について継続的に見直しを行う。

(8)当社は、財務報告に係る適正を確保するための業務プロセスの整備及び運用を行う。

(9)当社は、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては、警察や弁護士と連携をして毅然とした態度で対応する。

(運用状況の概要)

当社は、当社グループ共通の企業理念であるKOKUSAI ELECTRIC Way及び社内規程を制定の上、これらをグループ会社も閲覧可能なイントラネットに掲載し、その周知を図っております。当社は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社においてこれらに相当する者に対し、企業理念及び社内規程並びに国内外の法令・規則等について継続的に教育を実施し、グループ会社に対しては、当社に準じた社内規程及び体制を構築するよう指導を行っております。また、当社は、リスク管理及びコンプライアンスを重要な経営課題と位置づけ、サステナビリティ委員会及びコンプライアンス担当執行役員を置くとともに、社内規程としてコンプライアンス基本規程を制定し、当該規程の定めにしたがったコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、当社は、当社及びグループ会社における違法、不正又は不適切な行為を客観的に監視する仕組みとして、コンプライアンス通報制度を導入し、通報者が外部窓口へ直接通報できる体制を整備しています。また、当社の内部監査担当部署は、他部門から独立した代表取締役社長執行役員直轄の組織として、監査等委員会及び会計監査人と連携しつつ、当社各部門及びグループ会社の業務執行状況を調査し、当社グループの業務が適法、公正かつ適切に実施されているかを評価し、代表取締役社長執行役員への報告を行っております。当社は、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、社内規程として反社会的勢力との取引防止に関する規則を制定し、当該規則において、いかなる場合においても反社会的勢力と関係を持たず、また金銭その他の経済的利益及び優越的地位を提供しないこと等を定めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(決議の内容)

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る文書等（執行役員や重要な地位にある従業員の職務の執行に係る文書等を含む。）を、法令及び社内規程に従い適正に保存及び管理し、取締役等が業務遂行上の必要に応じて随時閲覧できる状態を維持する。また、これらの文書等について、情報セキュリティ体制を整備し、適切な管理を行う。

(運用状況の概要)

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、取締役の行う意思決定、業務執行及び監督等に係る情報について、法令・定款・社内規程等に基づき、文書又は電磁的記録によって保存しており、社内の関連部署において、必要な期間、適正な保管が行われています。また、取締役をはじめとする当該情報の閲覧について正当な権限を有する者から請求があったときは、当該情報を保管する関連部署は、速やかにこれを提出するものとしています。加えて、当社は、社内規程としてグローバル情報セキュリティ管理方針を制定し、グローバルな情報セキュリティ体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(決議の内容)

- (1)当社は、リスク管理に関する社内規程を定め、また、リスクの検討・対応を行うサステナビリティ委員会を設置して、リスク管理体制を構築する。また、当社及びグループ会社のリスク管理の状況につき定期的に取り締役に報告する体制を構築する。
- (2)当社は、取締役会及び経営会議その他の会議における当社及びグループ会社の事業活動に関する審議を通じて継続的に新たなリスクの発生可能性の把握及び予防に努める。
- (3)当社は、当社グループの事業に重大な損害が発生するおそれがあるリスクが現実化し、又はその現実化が予測される場合には、代表取締役社長執行役員の判断及び指示の下、速やかに対応責任者を定め、迅速かつ適切な対応を取る。

(運用状況の概要)

当社は、代表取締役社長執行役員が委員長を務めるサステナビリティ委員会を設置し、当社グループにおいて想定されるリスクの検討及び当該リスクの現実化の予防のための体制を整備しています。加えて、当該リスクが発生し、又は発生することが具体的に予見される場合は、代表取締役社長執行役員の指示の下、迅速かつ適切な対応を取るものとして体制の整備を行っております。なお、同委員会の活動状況については、定期的に取り締役に報告を行っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(決議の内容)

(1)当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が決定する執行役員の職務分掌に基づき、効率的かつ迅速な職務の執行を可能とする体制を構築する。また、当社グループに影響を及ぼす重要事項について、多面的な検討を経て意思決定をするため、執行役員を構成員とする経営会議を設ける。

(2)当社は、取締役や執行役員等の職掌範囲、権限及び責任を明確にし、また、当社の各組織の権限と責任を適切に分配するための社内規程等を整備する。

(3)当社は、取締役会で承認された中期経営計画及び年度予算に基づき、目標達成のために活動し、取締役会における定期的な報告により進捗確認及び見直しを行う。

(運用状況の概要)

当社の取締役会及び経営会議では、法令及び定款並びに取締役会規則や経営会議規則等の社内規程に定められた重要事項について決議を行い、当該社内規程においては、グループ経営の基本方針や基本戦略、中期経営計画等の重要事項を付議事項として定めております。取締役及び執行役員は、取締役会にて重要事項として定められた基本方針や基本戦略に基づき業務を執行するものとし、委任の範囲を明確にすることで、効率的かつ迅速な職務執行を可能とする体制を構築しております。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(決議の内容)

- (1)当社は、当社グループに適用する企業理念を定め、親会社からの独立性を維持・確保しつつ、適切な連携を図りながら、当社グループにおける業務の適正の確保に努める。
- (2)グループ会社の経営については、自主性を尊重しつつ、その経営上の重要な事項につき、当社の取締役会又は経営会議において決議を行い、若しくは報告を受けることで、その適正を確保する。
- (3)当社は、必要に応じて、グループ会社へ取締役及び監査役を派遣して状況の把握を行うことなどにより、業務の執行を監督又は監査する。
- (4)当社は、グループ会社管理規程をはじめとする社内規程に基づき、グループ会社の業務執行が適切に行われるよう連携を図る。
- (5)当社の監査担当部門は、グループ会社に対する監査を実施する。
- (6)当社は、グループ会社に対し、当社の財務報告へ反映されるべきグループ会社における事項全般について、その正確性を確保するための業務プロセスの文書化及び体制を整備させる。
- (7)当社は、グループ会社と取引を行うときは、その必要性を十分検討した上で、市価を基準とするなど公正性を確保した上で行う。また、当社はグループ会社に対し、不当・不適切な要求を行わず、グループ全体の健全性を保持する。

(運用状況の概要)

当社は、当社独自の経営判断に基づく事業運営を行うことにより、経営の適正化を図っています。また、子会社に対しては、当社グループの基本的方針を定め、当社より取締役や監査役等を派遣することにより、子会社の経営者の自主的な経営判断を尊重しつつ、当社の経営方針に基づく助言を行うことで、その経営の適正化を図っております。加えて、子会社の経営上重要な事項の決定又は事実の発生について当社の取締役会・経営会議の決議又は報告を要求することや、当社の監査担当部署による子会社への監査を実施すること等により、子会社の経営を監督しています。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当社の監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(決議の内容)

(1)当社は監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務の補助及び監査等委員会事務局を担当する、専任の使用人を置く。

(2)監査等委員会室に所属する使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令下には服さず、直接監査等委員の指揮命令下で業務を行う。また、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に関する決定は、監査等委員会が選定する監査等委員の同意を要する。

(運用状況の概要)

当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会事務局及び監査等委員の補助を担当する専任の使用人を置いています。監査等委員会室に所属する使用人は、監査等委員でない取締役の指揮命令下には服さず、監査等委員の指揮命令下において業務を実施しており、当該使用人の人事に関する全ての決定は、常勤監査等委員の同意を得て実施しております。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

(決議の内容)

(1)当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びにグループ会社の取締役及び監査役等は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実等の重要な事項及び監査等委員会が定める規則に従い報告を求めた事項につき、直ちにこれを監査等委員会に報告する。

(2)当社及びグループ会社の役員及び従業員等を対象とするコンプライアンス通報制度により通報された事項について、コンプライアンス担当執行役員を通じて適時に監査等委員会に報告する。

(運用状況の概要)

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役等が監査等委員会に報告すべき事項を監査等委員会監査等基準として定めております。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役等は、当該基準に該当する事実を発見したときは、当該基準及び当社の監査等委員会が制定した監査等委員会規則に基づき、直ちにこれを監査等委員会に報告するものとして、監査等委員会への報告に関する体制を整備しています。また、当社が整備するコンプライアンス通報制度に基づく違法又は不適切な行為に関する通報があった場合は、当該通報の事実を速やかに監査等委員会が選定する常勤監査等委員（以下「選定監査等委員」という。）へ報告することとし、さらに、当該監査等委員が重要と判断した通報については、直ちに当該通報をその他の監査等委員にも報告の上、議論することとしており、それ以外の通報についても、当該通報から直近に開催される監査等委員会にて報告・協議することとしています。

8. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(決議の内容)

当社は、監査等委員会へ報告をした者に対し当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。また、当該報告をした者及び当該報告の内容について厳重な情報管理体制を整備する。コンプライアンス通報制度による通報については、匿名での通報を可能とし、また、通報を行った者に対して当該通報したことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。

(運用状況の概要)

当社は、監査等委員会に対して通報した者に対し、当該通報をしたことを理由として人事・処遇その他のいかなる不利益な扱いを行うことを禁止しており、監査等委員会がそれを確認する体制を整えています。また、当社が設置するコンプライアンス通報制度においては、匿名での通報を認め、このような通報を行った者への不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(決議の内容)

当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済等を請求したときは、その費用等又は債務が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。また、監査等委員がその職務を遂行するために弁護士、公認会計士又は税理士等の専門家に意見を求めた場合において発生した費用等又は債務についても、同様とする。

(運用状況の概要)

選定監査等委員は、取締役会のほか、経営会議及びサステナビリティ委員会その他の重要な会議に適宜出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。当社は、監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求されたときは、その請求内容を精査し、かかる費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、支払に応じています。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(決議の内容)

(1)当社は、監査等委員が、代表取締役社長執行役員との定期的な会合及び経営会議その他重要な会議への出席を通じ、職務執行に関する重要事項を把握できる体制を確保する。

(2)監査等委員会、監査担当部門及び会計監査人は、それぞれの監査計画や監査結果について意見交換を行えるよう定期的な協議の場を設ける。

(運用状況の概要)

選定監査等委員は、取締役会のほか、経営会議及びサステナビリティ委員会その他の重要な会議に適宜出席し、職務執行状況を確認しております。

連結持分変動計算書 (自2023年4月1日至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	その他の資本の構成要素	
				在外営業活動体の換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ
期 首 残 高	10,005	28,341	119,783	2,506	—
当 期 利 益	—	—	22,374	—	—
そ の 他 の 包 括 利 益	—	—	—	2,658	11
利 益 剰 余 金 へ の 振 替	—	—	△242	—	—
資 本 剰 余 金 から 資 本 金 へ の 振 替	1,020	△1,020	—	—	—
株 式 報 酬 取 引	237	297	533	—	—
期 末 残 高	11,262	27,618	142,448	5,164	11

	親会社の所有者に帰属する持分					資 本 合 計
	その他の資本の構成要素			合 計	合 計	
	確定給付制度の再測定	新株予約権	合 計			
期 首 残 高	—	246	2,752	160,881	160,881	
当 期 利 益	—	—	—	22,374	22,374	
そ の 他 の 包 括 利 益	△242	—	2,427	2,427	2,427	
利 益 剰 余 金 へ の 振 替	242	—	242	—	—	
資 本 剰 余 金 から 資 本 金 へ の 振 替	—	—	—	—	—	
株 式 報 酬 取 引	—	639	639	1,706	1,706	
期 末 残 高	—	885	6,060	187,388	187,388	

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。

なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

(株)国際電気セミコンダクターサービス

Kook Je Electric Korea Co., Ltd.

科意半導体設備(上海)有限公司

亜太国際電機股份有限公司

Kokusai Semiconductor Equipment Corporation

Kokusai Semiconductor Europe GmbH

Kokusai Semiconductor Singapore Pte. Ltd.

Kokusai Semiconductor Singapore Pte. Ltd.は2024年2月に設立され、設立日より連結財務諸表に含まれています。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 なし

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、科意半導体設備(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。連結決算日現在の追加的な財務諸表を作成して、連結決算を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

①外貨換算

a. 外貨建取引

外貨建取引は、取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。なお当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。貨幣性項目の換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

b. 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識されます。

②重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 金融商品

(ア) 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定、事後測定、認識の中止

営業債権及びその他の債権は、これらの発生日に当初認識しております。その他の金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値の殆ど全てが移転している場合において、認識を中止しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、次のとおりであります。

償却原価で測定する金融資産

以下の要件を満たす場合に、償却原価で測定する金融資産として分類しております。

- ・当社グループのビジネスモデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有されている。
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高にかかる利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる。

償却原価で測定する金融資産は、公正価値（直接帰属する取引費用を含む）で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法を用いて帳簿価額を算定し、利息発生額は連結損益計算書の金融収益に含めております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産を、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動額は純損益として認識しております。

(ii) 金融資産の減損

償却原価により測定する金融資産等については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合、又は信用減損金融資産については、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。但し、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(イ) 非デリバティブ金融負債

当社グループが発行した負債証券は、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は全て、当社グループが当該金融負債の契約当事者になる取引日に認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり契約上の義務が履行されるか、債務が免責、取消又は失効となった場合に、認識を中止しております。

すべての非デリバティブ金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しており、公正価値（直接帰属する取引費用を控除後）で当初認識しております。当初認識後は、実効金利法を用いた償却原価により事後測定しております。

(ウ) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、先物為替予約契約のデリバティブを利用しており、ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては先物為替予約契約をヘッジ手段として、当連結会計年度よりヘッジ会計を適用しており、それ以前はヘッジ会計を適用しておりませんでした。

ヘッジ会計を適用しているデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初測定し、当初認識後も公正価値で測定しており、再測定の結果生じる利得又は損失を純損益に認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

ヘッジ会計を適用していないデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初測定し、当初認識後も公正価値で測定しており、再測定の結果生じる利得又は損失を純損益に認識しております。

b. 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い方の金額で測定しております。取得原価は、製品・半製品・仕掛品については主に個別法により、原材料については主に個別法又は移動平均法により算定しております。

③重要な減価償却資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

有形固定資産については原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地及び建設仮勘定以外の各有形固定資産の減価償却については、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法に基づいております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物	3年から50年
・機械装置及び運搬具	2年から17年
・工具器具及び備品	2年から20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

b. のれん及び無形資産

(i) のれん

のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(ii) 無形資産(のれんを除く)

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

- | | |
|--------------|--------|
| ・ 自社利用ソフトウェア | 3年から5年 |
| ・ 顧客関係資産 | 20年 |
| ・ 技術関連資産 | 10年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

c. リース

当社グループは、借手として、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。リース期間は、リースの解約不能期間に、リースを延長するオプションを行使すること又はリースを解約するオプションを行使しないことが合理的に確実な期間を加えて決定しております。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

④非金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとにのれん以外の各資産又は資産の属する資金生成単位について減損の兆候の有無の判定を行い、その帳簿価額が回収不可能であるような減損の兆候がある場合、減損テストを実施しております。耐用年数を確定できない無形資産及びのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年、第4四半期において、その資産の属する資金生成単位ごとに回収可能価額を見積り、減損テストを実施しております。

資金生成単位に割り当てられた資産の帳簿価額が回収可能価額を超える場合には、その資金生成単位に属する資産について減損損失を認識しております。

のれん以外の資産に関しては、過年度に認識された減損損失については各報告年度末において、その回収可能価額の算定に使用した見積りの前提事項に重要な変更が生じ、損失の減少又は消滅の可能性を示す兆候が認められる場合、当該資産又は資金生成単位を対象に回収可能価額の見積りを行います。この結果、算定した回収可能価額が資産又は資金生成単位の帳簿価額を超える場合、過年度に減損損失が認識されていなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、減損損失の戻し入れを行っております。

⑤重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務又は推定的債務）が生じており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、当該債務の金額の合理的な見積りが可能である場合に引当金を認識しております。

なお、債務の決済までの期間が長期となると想定され、貨幣の時間価値が重要な場合には、決済時に予測される支出額の現在価値により引当金を測定しております。現在価値の算出には、貨幣の時間的価値及び当該債務に関連する固有のリスクを反映した税引前の割引率を利用しております。

⑥収益の計上基準

当社グループでは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く顧客との契約について、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループでは、半導体製造装置、並びに関連するサービスの提供を行っております。

上記5ステップアプローチに基づき、顧客との契約内容に応じて、契約の結合及び複数の履行義務の識別を行っており、顧客との契約において約束された値引きなどを控除した金額で取引価格を算定しております。

取引価格を独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に配分し、収益を認識しております。独立販売価格は、見積コストにマージンを加えて独立販売価格を見積もる方法を用いて算定しております。

a. 製品の販売

製品の販売の収益認識については、顧客との契約内容に基づいて、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断した時点で収益を認識しております。具体的には、所有権及びリスク負担が当社から顧客に移転する時期等に応じて、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点等で収益を認識しております。

b. サービスの販売

サービスの販売は、主にレガシー装置の販売、部品の販売、製品の改造や移設、メンテナンス等の取引となっております。レガシー装置や部品の販売の収益認識については、所有権及びリスク負担が当社から顧客に移転する時期等に応じて、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点等で収益を認識しております。製品の改造や移設の取引は、作業完了によって資産の所有に伴う重大なリスクと経済価値が顧客に移転した時期等を勘案して作業完了時点で収益を認識しております。又、メンテナンス等一定期間にわたりサービス等の支配の移転が行われる取引は、主に経過期間を指標としたアウトプット法に基づいて収益を認識しております。

⑦従業員給付

当社及び一部の子会社は、従業員の退職給付を行うため、確定拠出年金制度や確定給付企業年金制度の積立型年金制度及び非積立型の退職一時金制度を採用しております。確定拠出制度は、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しております。確定給付制度債務の現在価値及び退職給付費用は予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、給付が見込まれる期間に対応した期末日時点におけるA A格付け優良社債の利回りに基づき決定しております。

勤務費用及び確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は純損益として認識しております。

確定給付債務の現在価値及び制度資産の公正価値は、各報告期間末に再測定し、数理計算上の差異及び純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益の変動額は、発生した期においてその他の包括利益で認識した後、直ちに利益剰余金に振り替えております。

確定給付資産又は負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定し、連結財務状態計算書で非流動資産又は非流動負債として表示しております。確定給付企業年金制度が超過積立である場合には、確定給付資産の純額を当該確定給付制度の積立超過額あるいは資産上限額（アセットシーリング）のいずれか低い金額で測定しております。

⑧ヘッジ会計の方法

当社グループは、為替リスクをヘッジするために、先物為替予約契約のデリバティブを利用しており、ヘッジ会計の適用要件を満たすものについては先物為替予約契約をヘッジ手段として、ヘッジ会計を適用しております。

このデリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初測定し、当初認識後も公正価値で測定しており、再測定の結果生じる利得又は損失を純損益に認識しております。ただし、キャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。為替予約の条件は発生可能性が非常に高い予定取引の条件と整合していることからヘッジ手段とヘッジ対象の間に経済的関係が認められると判断しております。これらのヘッジは、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しております。なお、当社は有効性の高いヘッジを行っているため、通常、重要な非有効部分は発生しないと想定しております。為替予約は将来発生する外貨建ての予定取引と同じ通貨で為替予約をしているため、ヘッジ比率は1：1であります。

(6) 会計上の見積りに関する注記

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的と考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、実際の結果は、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値と異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した期間及びそれ以降の将来の期間において認識されます。

ロシア・ウクライナ情勢及び中東情勢の世界経済への影響及び米国による中国半導体メーカーに対する輸出規制の影響が懸念されますが、会計上の見積り及び仮定へ与える影響は、限定的であると判断しております。

経営者が行った連結財務諸表で認識する金額に重要な影響を与える判断及び見積りは以下のとおりであります。

①繰延税金資産の回収可能性

- a. 当連結会計年度計上額 繰延税金資産 1,403百万円
- b. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

②のれんの評価

- a. 当連結会計年度計上額 のれん 59,065百万円
b. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんについては、のれんを配分した資金生成単位の回収可能価額がその帳簿価額を下回っていないことを確認するため、每期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストは、のれんを配分した資金生成単位の帳簿価額と回収可能価額を比較することにより実施し、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その回収可能価額まで帳簿価額を減額し、減損損失を認識することとなります。回収可能価額は、資金生成単位の処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額を使用しております。当該処分費用控除後の公正価値算定上の仮定、あるいは使用価値算定の基礎となる資金生成単位の使用期間中及び使用後の処分により見込まれる将来キャッシュ・フロー、売上成長率、割引率等の仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、のれんに係る減損損失額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	6,003	百万円
土地	1,028	
合計	7,031	

上記の担保は、当社と金融機関との間で締結した貸付契約に基づく債務に係るものであります。

②担保に係る債務

借入金（流動）	7,500	百万円
借入金（非流動）	84,000	

(2) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	29	百万円
--------------	----	-----

(3) 有形固定資産減価償却累計額及び減損損失累計額

	45,203	百万円
--	--------	-----

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費

	12,683	百万円
--	--------	-----

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	230,404	2,524	—	232,928

(注) 普通株式の増加数の主な内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加	2,480千株
RSU権利確定による増加	44千株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式	5,442千株
------	---------

5. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

主たる地域市場における収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)
日本	22,019
米国	10,659
中国	83,282
台湾	18,613
韓国	37,912
その他アジア	6,617
欧州他	1,736
海外計	158,819
合計	180,838
(内製品)	(118,327)
(内サービス)	(62,511)

(注) 売上収益は、販売仕向先の所在地によっております。

(2) 履行義務

当社グループでは、半導体製造装置、並びに関連するサービスの提供を行っております。それぞれの履行義務の内容は以下のとおりであります。

①製品の販売

製品の販売における履行義務は、顧客との契約に基づき、受注した半導体製造装置を納入し、据付を行うことであります。半導体製造装置の納入については、日本における国内販売においては主に顧客により製品が検収された時点又は納品された時点で、韓国における国内販売においては主に顧客に製品が納品された時点で、顧客に製品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。輸出販売においてはインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、主に船積を行った時点で顧客に製品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。また、据付については、半導体製造装置の据付を行い、顧客により検収された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループの製品の販売取引において、検収時等、顧客が当該製品の支配を獲得する時点より前に顧客から受け取った前受金については、契約負債に計上しております。

②サービスの販売

サービスの販売の主な内容は、レガシー装置の販売、部品の販売、製品の改造や移設、メンテナンス、国内子会社製品の販売等となっております。

レガシー装置の販売における履行義務は、顧客との契約に基づき、受注したウェーハサイズ200mm以下のバッチ成膜装置および中古装置を納入し、据付を行うことであり、履行義務の充足時期は「①製品の販売」と基本的に同一であります。

部品の販売における履行義務は、顧客との契約に基づき、半導体製造装置をメンテナンスするための消耗部品を納入することです。消耗部品の納入については、主に顧客に部品が納品された時点で、顧客に製品の支配が移転し、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。

製品の改造や移設の取引における履行義務は、顧客との契約に基づき、半導体製造装置のプロセスの書き換えやアップグレード等を行うことであり、作業が完了し顧客により検収された時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断し、その時点で収益を認識しております。また、メンテナンスにおける履行義務は、契約期間にわたって製品の保守メンテナンスサービスを提供することであり、経過期間にわたりサービスに対する支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断し、経過期間を指標としたアウトプット法に基づいて収益を認識しております。当社グループは、契約期間に応じて均一のサービスを提供していることから、経過期間を指標としたアウトプット法に基づいて収益を認識することが、サービスの移転を忠実に描写すると判断しております。国内子会社である株式会社国際電気セミコンダクターサービスが製造した製品の販売における履行義務は、顧客との契約に基づき、受注した測定検査装置や超音波発振器ユニットを納入し、据付を行うことであり、履行義務の充足時期は「①製品の販売」と基本的に同一であります。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

また、当社グループのサービスの販売取引において、製品の改造や移設の取引については検収時等、作業が完了し顧客が当該製品の支配を獲得する時点より前に顧客から受け取った前受金を、メンテナンス等については、サービスに対する支配が顧客に移転するより前に顧客から受け取った前受金を契約負債に計上しております。

なお、これらの製品の販売やサービスの販売において、返品に応じる重要な義務はありません。

また、当社グループは、製品が契約に定められた仕様を満たしていることに関する保証を提供しておりますが、当該保証は別個のサービスを提供するものではないことから、独立した履行義務とは識別しておりません。

(3) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首 (2023年4月1日)	当連結会計年度末 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	50,617	31,994
契約資産	136	1,024
契約負債	29,283	22,719
返金負債	2,911	2,034

契約資産は、流動資産の「その他の流動資産」に含まれており、返金負債は、流動負債の「その他の流動負債」に含まれております。

契約資産は、当社グループの製品の販売取引において、期末日時点で履行義務を充足しているが、顧客との契約に基づき未請求の対価に関するものであります。契約資産は、支払に対する権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、当社グループの製品の販売取引において、検収時等、顧客が当該製品の支配を獲得する時点より前に顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、契約に基づいた履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。

また、当社グループの製品の販売取引における対価に値引き等の変動対価が含まれている場合には、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。

当連結会計年度に認識された収益について期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、23,113百万円であります。

また、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当連結会計年度の契約資産の重大な変動は、収益認識による増加889百万円、及び顧客との契約から生じた債権への振替による減少1百万円であります。

当連結会計年度の契約負債の重大な変動は、現金の受け取りによる増加25,371百万円、及び収益認識による減少32,035百万円であります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

ただし、当初の予想残存期間が1年を超える重要な取引につきましては、昨今の部材の供給不足により顧客発注が前倒し傾向にあることが影響し、当連結会計年度において4,520百万円の残存履行義務が生じております。こちらの残存履行義務は2025年度までに充足する予定です。

なお、取引価格の算定は販売価格に変動対価を加味して行い、変動対価は発注予定規模に応じて予め約束した値引き率を均等に値引きするのではなく、ある特定の取引で集中的に値引きすることがあることから発生します。変動対価の算定方法は、契約段階で値引き方法が概ね確定することから最頻値法を採用しており、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

また、変動対価の見積り方法は、取引価格を独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に配分し、収益を認識しております。独立販売価格は、見積コストにマージンを加えて見積もる方法を用いて算定しております。顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(5) 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

当社グループは、IFRS第15号第94項の実務上の便法を適用し、償却期間が1年以内である契約コストから認識した資産については、発生時に費用として認識しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

①為替リスク

当社グループのグローバルな事業展開によって生じる外貨建の債権債務は、外国為替相場の変動リスクに晒されております。当社グループは、為替変動リスクが増大する可能性がある場合には、業績への影響を最小限にするため、為替予約取引を利用しております。

②信用リスク

当社グループの営業活動から生じる営業債権及びその他の債権は営業活動から生じる信用リスクにさらされております。顧客の信用リスクに対しては、新規取引及び与信管理の基準を設けるとともに、取引先ごとの期日及び残高管理を行っております。当社グループの取引相手及び取引地域は広範囲にわたっており、特定の地域や取引先に対する信用リスクの集中は発生しておりません。

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書における金融資産の減損後の帳簿価額であります。

③流動性リスク

当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する情報

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しております。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格（無調整）

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

（現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務）

短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（その他の金融資産、その他の金融負債）

敷金保証金の公正価値については、そのキャッシュ・フローを見積り、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割引いて算定しております。

ゴルフ会員権等の公正価値は、相場価格等に基づいて評価しております。

デリバティブについては、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。

預り金については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（借入金）

短期借入金は、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、下表に含めておりません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産（注）		
敷金保証金	1,005	962
その他	61	45

(注) その他の金融資産の公正価値はレベル2に分類しております。

③公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
ヘッジ会計を適用していないデリバティブ	－	1	－	1
ゴルフ会員権等	－	519	－	519
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産				
ヘッジ会計を適用しているデリバティブ	－	16	－	16
合計	－	536	－	536

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。各年度において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者持分 804円49銭

(2) 基本的1株当たり当期利益 96円82銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (自2023年4月1日至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,005	30	28,375	28,405
当 期 変 動 額				
株 式 報 酬 取 引	1,257	1,257	—	1,257
当 期 純 利 益	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	1,257	1,257	—	1,257
当 期 末 残 高	11,262	1,287	28,375	29,662

	株 主 資 本			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	75,795	75,795	114,205	6,472	120,677
当 期 変 動 額					
株 式 報 酬 取 引	—	—	2,514	△ 2,021	492
当 期 純 利 益	18,371	18,371	18,371	—	18,371
当 期 変 動 額 合 計	18,371	18,371	20,886	△ 2,021	18,864
当 期 末 残 高	94,166	94,166	135,091	4,451	139,542

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) デリバティブの評価基準及び評価方法

原則として時価法により評価しております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び出資金

移動平均法による原価法により評価しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①商品及び製品・・・個別法に基づく原価法により評価しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

②仕掛品・・・個別法に基づく原価法により評価しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

③原材料及び貯蔵品・・・移動平均法に基づく原価法により評価しております。ただし、一部個別法に基づく原価法により評価しております。

なお、貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	3～50年
機械及び装置	4～17年
車両及びその他の陸上運搬具	4～7年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用ソフトウェア	3～5年
顧客関係資産	20年
技術関連資産	10年

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間（9年）で均等償却しております。

(6) 外貨建金銭債権債務の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金 . . . 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等を勘案して必要額を、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。
- ②製品保証引当金 . . . 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証期間内のサービス費の発生見込額を過去の実績を基礎として計上しております。
- ③退職給付引当金 . . . 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
なお、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ④株式給付引当金 . . . 株式交付規程に基づく役員等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

当社では「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、以下のステップを適用することにより、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループでは、半導体製造装置、並びに関連するサービスの提供を行っております。

上記5ステップアプローチに基づき、顧客との契約内容に応じて、契約の結合及び複数の履行義務の識別を行っており、顧客との契約において約束された値引きなどを控除した金額で取引価格を算定しております。

その上で、取引価格を独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に配分し、収益を認識しております。独立販売価格は、見積コストにマージンを加えて独立販売価格を見積もる方法を用いて算定しております。

①製品の販売

製品の販売の収益認識については、顧客との契約内容に基づいて、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断した時点で収益を認識しております。具体的には、所有権及びリスク負担が当社から顧客に移転する時期等に応じて、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点等で収益を認識しております。

②サービスの販売

サービスの販売は、主にレガシー装置の販売、部品の販売等の取引となっております。レガシー装置や部品の販売の収益認識については、所有権及びリスク負担が当社から顧客に移転する時期等に応じて、顧客に引き渡された時点、又は顧客の検収がなされた時点等で収益を認識しております。

なお、これらの製品等の販売やサービスの販売に係る対価は、収益を認識した時点から概ね1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の、未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 関係会社株式及び出資金の評価

①当事業年度計上額

株式会社日立国際電気の買収に伴い計上した関係会社株式及び出資金の当事業年度末の貸借対照表における金額は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式及び出資金	34,356	31,371
うち、Kokusai Semiconductor Equipment Corporationの株式	5,801	5,598

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 財務諸表に計上した金額の算出方法

関係会社株式及び出資金の取得原価には2018年に株式会社日立国際電気を取得した際の超過収益力が含まれております。企業買収において超過収益力を反映して取得した市場価格のない関係会社株式については、発行会社の財政状態の悪化がないとしても、超過収益力の減少に伴う実質価額の大幅な低下が将来の期間にわたって続くと予想され超過収益力が見込めなくなった場合には、実質価額が著しく低下している限り評価損の認識が必要となります。

米国子会社であるKokusai Semiconductor Equipment Corporationは主に米国の顧客向けの半導体製造装置の販売・据付・保守サービスに係る事業を運営しております。当該会社の株式については、当該超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較を行い、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、取得時の事業計画の達成状況や経営環境の変化等を総合的に勘案して超過収益力の毀損の有無を判断しております。その結果、実質価額が著しく低下していないため、評価損は計上しておりません。

b. 財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定の基礎となる事業計画における過去の経営成績を勘案した売上高成長率を主要な仮定としております。

c. 翌事業年度の財務諸表に与える影響

これらの主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変更が生じ実質価額が著しく低下した場合には、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式評価損を認識する可能性があります。

(2) 繰延税金資産及び繰延税金負債

① 当事業年度計上額

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	—

(前事業年度における繰延税金負債との相殺前の金額は6,616百万円であり、当事業年度における繰延税金負債との相殺前の金額は7,860百万円であります。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）」に同一の記載をしているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

建物	5,895	百万円
土地	814	
合計	6,709	

上記の担保は、当社と金融機関との間で締結した貸付契約に基づく債務に係るものであります。

②担保に係る債務

償還期長期借入金	7,500	百万円
長期借入金	84,000	

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	6,790	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,441	

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

37,775 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	27,967	百万円
仕入高	10,109	
その他の営業取引高	2,503	
営業取引以外の取引高		
受取配当金	11,789	
その他	21	

5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (7) 収益及び費用の計上基準」及び連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (5) 会計処理基準に関する事項 ⑤ 収益の計上基準」に同一の内容を記載しております。また、収益の分解情報並びに当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報は、連結注記表「5. 収益認識に関する注記」において開示しているため、注記を省略しております。

6. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産		
棚卸資産評価減	3,019	百万円
減価償却の償却超過額	557	
関係会社株式	1,006	
未払賞与	610	
未払費用	10	
未払事業税	275	
製品保証引当金	278	
退職給付引当金	783	
その他	2,580	
繰延税金資産 小計	9,130	
評価性引当額	△1,270	
繰延税金資産 合計	7,860	
繰延税金負債		
顧客関係資産	△14,004	
技術関連資産	△3,603	
前払年金費用	△1,063	
その他	△37	
繰延税金負債 合計	△18,708	
繰延税金負債の純額	△10,847	

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6 %
(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△19.1
外国源泉税等永久に損金に算入されない項目	4.1
税額控除	△6.4
評価性引当額の増減	10.4
その他	△0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.8

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株国際電気 セミコンダ クターサー ビス	日本	百万円 300	半導体製造 装置の製 造、販売、 据付、保守	100.0	販 売 先 被債務保証 役員の兼任	被債務保証 (注) 1	91,500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 提出会社の金融機関からの借入金について債務保証を受けているものであり、取引金額は2024年3月31日現在の被保証債務残高であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	579円97銭
1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
純資産の部の合計額	139,542百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	4,451百万円
(うち新株予約権)	(4,451百万円)
普通株式に係る当事業年度末の純資産額	135,091百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式の数	232,928千株
(2) 1株当たりの当期純利益	79円50銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	18,371百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	18,371百万円
普通株式の期中平均株式数	231,079千株

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。